

# 厚生常任委員会会議録

平成15年8月20日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木田 守彦      ○中西 和夫      西谷 剛周  
森河 昌之      里川 宜志子

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	西田 哲也	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
環境対策課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	西谷 桂子
同 係 長	清水 昭雄		

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆      同 係 長 猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）  
署名委員 森河委員、里川委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。それでは、本日の会議を開きます。始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、森河委員、里川委員のお二人を指名いたします。本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。初めに継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 それでは継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてご説明させていただきます。前回の厚生常任委員会以後今日までの進捗状況といたしまして、5月23日に建設候補地の方の地権者の方に用地の協力を得るべく説明会を開催させていただいて、一定のご理解をいただいたところでございますが、その後7月11日に2回目の説明会を開催させていただきまして、用地交渉を進めているところでございます。町長の方からもご説明にありましたように、用地取得監査の考え方につきましては、前回と同様の坪120,000円という事で協力をお願いしている所でございます。一部の方のご理解が得られてない状況でございます。さらに今後とも地権者のご理解とご協力を得られますように鋭意努力をしてまいりたいと考えております。それと8月中に再度地権者の方にお寄りいただきまして、説明会を開催させていただく予定をしておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。次に、9月議会提出予定議案について予め説明を受けることにいたします。はじめに、(1) 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長

それではお手元に配布させていただいております資料1の斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表によりまして説明をさせていただきたいと思っております。まず、今回児童福祉法によりまして保育所運営費の国庫負担金の交付基準の一部改正が行われる事によりまして平成15年度の保育料の徴収基準額表の徴収基準額の一部が改正された事によりまして、当町におきましても国の保育所徴収基準額表を基に保育料を定めております事から、改正されました基準額表を基に当町の保育料徴収額を改正させていただき、16年度から施行する予定でございます。この表によりまして、今回の改正箇所につきましては、3歳児の場合の新旧の新の方でございますが、3歳児の場合の第5階層の1が300円、第5階層の2から第7階層までの間で500円、それと4歳以上児の場合の第5階層の1が200円、第5階層の2から第7階層までの間で500円減額、下がっているという事でございます。なお、保護者の負担の軽減を図るという事で、階層部分につきましては従来通りの10階層で予定をさせていただいております。また軽減率につきましても、85%に据え置くという事で決定させていただいた所でございます。7月14日に開催させていただきました、保育所運営委員会についてもご報告させていただいているところでございます。9月議会にこの条例改正を提案させていただく予定となっておりますのでよろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 この表を見せていただきまして金額的に下がるという事には異論はないんですが、斑鳩町の階層を以前15階層あったものを10階層に変えた、基準額が80だったのを85にしたという以前のいろんな経過がありますね、保育料設定については。その中で一貫して言ってきたのは保育料は低所得者に対しての負担が重くなるというのは困ると。でも今、階層が10階層になった時に圧縮されてきているわけなんですよ。今回は所得の高い方で減額になった分、低所得者では増えてませんけど、今後の見通しとしてはこれを見るうえで、幼保一元化の問題であったり、幼稚園の保育料との関係であったり、ますます保育料が圧縮されて、今幼稚園でやっているような保育料の一元化という方向がすぐ出てくるのではないかなという心配、以前から心配してはいますが、これを見て高い所得の方が値下げになってきているというのは心配なんですけれども、その辺のところについて、担当の方で見通しというのか、今後の流れというもの、そういう所までこちらとしては心配しなくてもいいものなのか。どういう認識を持っておられるのか、聞いておきたいと思います。

福祉課長 ただいまご質問いただきました10階層区分される中で低所得者に対する考え方、並びに幼保一元化に伴って保育料が圧縮される状況になるのではないかという質問だと思います。徴収基準額につきましては、児童の年齢とその家庭の所得に応じまして徴収基準額が決められていて、児童の年齢が高くなるほど、保育料は安くなるという仕組みになっていると思います。今回の改正につきましても、負担割合の高い3歳以上児で運営費の低下がありました。それに伴いまして保育額の改正が行なわれるわけでございます。さらに負担割合の高い第5階層より上の方で見直しが行なわれているわけでございます。第4階層より下の分につきましては、負担割合が低く保育料が設定されているという事で今回の

改正はないという事で、町といたしましても国の基準通り、という事で  
させていただいてますけど、今のところそういう形で国の基準額通りで  
進めさせていただきたいと考えております。

里川委員 負担が軽くなる事について、何も異論はないんですけどね、ただ国も  
10階層に分けてたものを7階層に圧縮してきて、斑鳩町も15階層あ  
ったものを10階層に圧縮してきている事の心配。それで、保育料も定  
額化しようというような国の動きがあるという事について私は心配を  
しているところなんです。やっぱり幼保一元化の問題もありますけれど  
も、保育所の本来の目的というのを担当もきちっと認識を新たに持って  
いただいて今後この問題については、国の動向などもしっかり見ながら  
斑鳩町の子どもたち、働くお母さんたちの子どもたちのために努力をし  
ていただきたいという事だけお願いしておきます。

委員長 次に、(2)平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進 それでは9月議会に提出の予定をさせていただいております補正予  
課長 算について、ご説明申し上げます。お手元に配布いたしております資料  
2をご覧くださいと思います。平成15年度国民健康保険事業特別  
会計補正予算(第2号)の総括表でございます。まず歳出の方ござい  
ます。3款の老人保健拠出金でございます。老人保健拠出金、医療費の  
みの確定によりまして総額21,313千円の減額補正をお願いする予  
定でございます。次に第4款、介護納付金につきましても、介護納付金  
の確定に伴いまして3,667千円の減額をお願いする予定をしてお  
ります。第6款、保健施設費でございますが、一般会計の方で衛生費で計  
上しておりますものにつきまして一部、国民健康保健事業特別会計へ予  
算の組替えをお願いするものでございます。国民健康保健事業の保健事  
業の採択の認可を得ましたので、そういう関係で一般会計から国民健康  
保険へ財源を振り替えるという事で、597千円の増額でございます。

8 款の諸支出金でございます。退職被保険者に係ります平成 1 4 年度の医療費の超過交付分がございます。それを返還するために 2 1, 2 7 4 千円の増額をお願いするものでございます。予備費でございますが、今回の補正で生じました余剰金 3, 9 3 8 千円を予備費に留保する為の増額補正、3, 9 3 8 円をお願いするものです。次に歳入でございます。第 2 款の国庫支出金、療養給付費負担金の中で、介護納付金の確定に伴いまして、1, 4 6 6 千円の減額、医療費給付費過年度分でございますが、平成 1 4 年度の精算交付分といたしまして 1 1, 0 1 4 千円の増額、老人保健医療費拠出金負担金でございますが、財政調整交付金の中の老人保健拠出金の確定に伴います、老人保健医療費拠出金負担金と医療給付費分普通財政調整交付金でそれぞれ 8, 2 7 2 千円の減額と 8 8 0 千円の減額でございます。介護納付金分普通財政調整交付金につきましては、介護納付金の確定に伴いまして 4 4 千円の減額、医療給付費分特別財政調整交付金でございますが、一般会計からの予算組替によりまして 4 7 7 千円の歳入が発生したことにより、4 7 7 千円の増額補正をお願いするものでございます。国庫支出金、差引 8 2 9 千円の増額補正でございます。以上が補正予算第 2 号の内容でございます。9 月議会に提出する予定でございますのでよろしく申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 次に、( 3 ) 平成 1 5 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 平成 1 5 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) につきましての説明をさせていただきます。資料 3 によりましてご説明をさせていただきますと思います。まず歳出につきましては、県支出金におき

ます、介護給付費の負担金につきまして、平成14年度におけます給付実績に対します割合の負担金以上に増えておりますので、超過交付分といたしまして2,604千円を平成15年度において償還するために諸支出金の増額補正をお願いするわけでございます。2,604千円でございます。また歳入におきましては、国庫支出金におけます介護給付費負担金及び支払基金交付金におけます介護給付費交付金につきまして、給付実績に対します法令で定める割合の負担金及び交付金が入っておりません。その不足分7,604千円を翌年度精算として平成15年度で受け入れるために増額補正をお願いするものであります。また、平成14年度決算の確定に伴いまして繰越金の減額補正791千円をお願いするものでございます。規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,813千円を追加致しまして歳入歳出の予算総額を1,114,813千円とするものでございます。9月議会に上程させていただきたいと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑、答弁 )

委員長 次に、(4) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の変更についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

住民課長 それでは地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の変更についてご説明申し上げます。資料4の要旨の朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。2枚目でございます。

( 資料4 要旨朗読 )

住民課長 この分の議案を提出をさせていただきたいと思いますのでよろしくお  
願いします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたし  
ます。

( 質疑、答弁 )

委員長 以上、9月議会提出予定議案については、予め説明を受けたというこ  
とで終わります。

次に、各課報告事項について受けてまいります。(1)平成15年度  
斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてのうち、当委員会に属する  
ものについての説明を求めます。

福祉課長 福祉課所管に係ります平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第5  
号)についてのご説明をさせていただきたいと思います。お手元に配布  
させていただいております資料5によりまして、総括表によりまして説  
明させていただきたいと思います。まず、歳出でございます。第3款、  
民生費第1目社会福祉総務費の中で積立金で、福祉基金積立金により  
ます30万円の増額補正をお願いするものでございます。それに伴いま  
して歳入につきましては、第15款の寄附金第1目寄附金で指定寄附金  
の受入れに伴いまして30万円を増額補正するものでございます。以上  
です。

健康推進  
課長 健康推進課の所管に係りますものについてご説明申し上げます。資料  
5の歳出でございます。第4款衛生費でございます。先ほど国民健康保  
険特別会計補正予算でご説明申し上げましたが、老人保険事業費、健康  
づくり推進事業費、在宅歯科診療費の一部が国庫補助事業に採択してい  
ただく事になりました事から、一般会計から国民健康保険事業特別会計  
への予算組替という形で、597千円の減額補正をさせていただくもの



でございます。9月議会に上程を予定しておりますのでよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、意見があればお受け致します。

(質疑なし)

委員長 次に(2)「ふれあい交流センターいきいきの里」の障害者の入浴日の設定についての報告を求めます。

福祉課長 それでは各課報告事項(2)「ふれあい交流センターいきいきの里」の障害者の入浴日の設定についてご説明申し上げます。前回の委員会におきましても、障害者の方の入浴日の設定につきまして、いろいろ説明させていただく中で、障害者の入浴日の設定につきましては、毎月1回、一般の方の利用が少ない木曜日か金曜日の午前中を設定させていただきたい旨の考え方をご提示させていただきました。そうした事から実施日といたしまして毎月1回、第一木曜日の午前中という事で時間帯を身体障害者の入浴日の設定として考えております。それと期間でございますが、今現在9月まで入浴時間の延長をさせていただいている事から広報等、住民の方に周知する事を考える中で、10月より実施してまいりたいと考えている所でございます。対象者といたしましては、町内居住者の方で身体障害者の手帳1から3級、療育手帳、精神障害者健康福祉手帳の所持者及び、介護者という事で考えております。この対象者につきましては、ふれあい交流センターの設置要綱の条例の中の別表の対象者と同等の中という事で取扱いをさせていただいております。それと曜日の設定でございますが、利用状況等見る中で、曜日の設定等も検討していかなければならない今後の課題という事で検討していきたいと考えております。なお、料金等の設定につきましても今後条例改正等する中で将来的に検討していかなければならないとも考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受け致します。

里川委員 説明していただいたんですが、最後に条例改正なども含めてという事もおっしゃっていたんですが、条例改正についてはここで報告事項で挙げられているという事については9月議会では考えていないという事なんですよね。という事は料金について今の時点で10月から実施する中で付き添いの方の料金とかそういうのについてはどのようになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

福祉課長 今申しました対象者につきましては、町内居住の方で身体障害者の手帳の所持者とか、付き添いの方、介護者につきましては、この障害者の入浴設定の日という事で無料という事でさせていただくという事です。

里川委員 ご本人と付き添いの方については無料で全部この時に解放するという事で。条例的にはそれでOKなんですよね、今の条例について見た場合、あとその辺の整理方についてはきちっとしていただきたいな、と。

福祉課長 従前も障害者の方につきましては無料という事でなっておりますので、よろしく申し上げます。先ほど私が申しました条例改正につきましては、町内町外の方の利用設定につきましてはの時に合わせていろいろ条例改正等も考えていかなければならないという説明でしたので、重複したような形になりまして申し訳ございません。

里川委員 分かりました。そしたらこの障害者の入浴日の設定については、担当としては要綱をもって実施するという風な形で考えていたらいいわけですね。

福祉課長 斑鳩町のふれあい交流センターいきいきの里設置条例の中で、別表の中で浴場の使用料という事で利用区分の中につきましては6歳未満児及

び身体障害者1級から3級、療育から精神障害者の健康福祉手帳の所持者につきましては無料という事で謳われている中で利用していきたいと思えます。

里川委員 料金は分かったんですよ。ただ障害者の入浴日を設定する事について、条例にはそういう事触れてないわけですから、今後担当としては10月からやる上において、斑鳩町として要綱をもってこういう事を実施するという考え方でいくのか、そんなん要綱も何も作らない、ただ、勝手にこっちで作って実施するんやという、そういう考え方でいいのか。せめて要綱ぐらいは作って事業をちゃんとやるというのか。それがどうなのかな、と。同じやるならきちっと要綱ぐらい作ってやってもらえたら、ありがたいなと思ったんでね。作らないのかどうかという事だけ。

福祉課長 当然ふれあい交流センターの設置条例、並びに規則等の中で、弾力要綱という形で、別に改めての要綱と規則等の設置というのは考えておりませんのでよろしくお願いします。

森河委員 先ほどの説明、てれこになっていると思うけど、結局曜日はその日の状況を見て報告するという事になっているけれども、一番肝心な事なんですね、今も言うように、料金は要綱に基いてやるようになっているけれども、1週間に何回というのが、何曜日にするという事を決めて報告しないといかんと思う。決まっているけれども、町は説明全部しとかんと、あとで問題出るという事を言っている。

福祉課長 私の説明不足で申し訳ないと思うんですけど、実施日につきましては毎月1回、第一木曜日の午前中ということで決定させていただきます。その中で木曜日と設定させていただきましたけれども、10月からの実施状況、利用状況等見る中で曜日の変更等も考えるような時期があれば変えていきたいなという事での説明という事でよろしくお願いします。

森河委員 ややこしい事ではなく、はっきりと先ほど言ったように、毎月1回10月から実施する、木曜日にやるという事は今分かったわけや。ところが状況を見て取組んでいくという事自体がね、先にこれでいくんだという事を確定しない事には、いくらでも私みたいに細かく意見出してくるで、という事。

町長 森河議員ご指摘のように、野崎担当課長は、10月から第一木曜日という設定をされると。ただ障害者の方、付き添いの方がこの日がいいのか悪いのか、一年でも経緯を見ながら弾力的に、仮に毎月の第一木曜に決めたいけれども、中にはやっぱり変えて欲しいという事が出てくるのか、十二分に相手方の事も考えていかないと、町としては毎月の第一木曜と設定したけれども、利用される障害者、付き添いの方が木曜日はうちの子どもが学校行かなあかん、とか、あるいは午前中は無理だとかそういう事も十二分にご意見をいただいて、一年ぐらいの中で、木曜日を変えてほしいという意見が一致するならばやっぱりそういう事も汲んでいこうと。ただ町としては6月議会で中西議員等、以前からそういう質問も受けてます中で、障害者の入浴日の設定をという事で10月からやらせていただく、森河議員のご心配はよく分かるんですけども、一応担当が申しあげましたように、10月からは第一木曜日の午前中に障害者あるいは付き添いの方に入浴していただいて、それから状況の判断をしてみたいという事でご理解をしていただきたいと思います。

委員長 次に(3)「ふれあい交流センターいきいきの里」入浴時間の延長に伴う利用状況についての報告を求めます。

福祉課長 それでは、各課報告事項(3)「ふれあい交流センターいきいきの里」入浴時間の延長に伴う利用状況についてご報告申し上げます。7月から9月まで3ヶ月間試行という形で実施させていただいております入浴時間の延長の利用状況につきまして、7月の利用状況でございます。7月の延長時間致しました午後7時30分から午後8時30分までの利

用につきましては、57名でございます。8月1日から8月17日の間で25名、合計82名という事でございます。それからお盆の期間、8月14日から17日まででございますが、9人のご利用をいただいているという事です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受け致します。

(質疑なし)

委員長 次に、(4)斑鳩町住民基本台帳事務取扱い規則の一部を改正する規則についての報告を求めます。

住民課長 それでは(4)斑鳩町住民基本台帳事務取扱い規則の一部を改正する規則について、資料6をご覧ください。要旨の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

(資料6 要旨朗読)

住民課長 住民票につきましては、以前から住民票の写しや戸籍の許容の写しにつきまして、適正に事務を図るために規則を定めております。今回、住民基本台帳ネットワーク事務が第2次稼動という事で、一般的に今言いました、住民票の写しの交付の特例と言いますのは、一般的に広域交付という事になるんですけど、住民票の写しは住んでいる町村でしか今までは取れませんでしたけれども、8月25日からは住基ネットを活用いたしまして、全国どこの市町村でも住民票の写しが取れるようになります。そのために、私どもの窓口に来られた住民票の写しの特別交付の取扱いに関しましても、従来の住民票の写し、戸籍の・・・の写しの請求に際して、窓口での取扱いを同じように取り扱っていかうという事で追加された条文を、今回規約改正いたしまして、取扱いしていきたいと思っておりますのでよろしくご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受け致します。

里川委員 広域交付されるされるものの手数料の中で、国の基準で決まってる手数料だけではなく、市町村が独自で設定できる料金もあったのではないかなど。特に斑鳩町は近隣とも手数料に差があるという手数料があったと思ってるんです。どれだという事ははっきり言えないんですが、若干近隣より高い設定の手数料があったと思うんですけど、この料金については、どんな風な考え方、広域交付については考えたらいいのですか。

住民課長 住民票に関しましては、町条例を設定しております。戸籍に関しましては戸籍法に基づいてやってるんですけども、住民票に関しましては町の条例という事で、確かに斑鳩町は300円という事ですので近隣に比べて、近隣一王寺、平群は200円という事ですので、若干斑鳩町が高いという事になりますので、お客様が例えば奈良市の方、今奈良市は300円になっております。他は200円と聞いておりますが、他の市町村の方が斑鳩町で住民票を取られたら300円手数料が要ります。認証は斑鳩町の町長印で。

里川委員 広域交付に伴って各市町村で、もちろん住民票については町条例でいいんや、という事を今お聞きしてるんですけど、ある程度統一しようという動き、そういうのは特に今の所はないんでしょうか。

住民課長 奈良県の県コジュウキョというのがございまして、そちらの方でも手数料に関しましていろいろ協議をされたようなんですけども、それぞれ町独自の判断がございまして、値上げはせずに200円のままという事で聞いております。

委員長 次に、(5) 斑鳩町住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する規程について報告を求めます。

住民課長     それでは斑鳩町住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する規程について、資料7をご覧ください。これにつきましても要旨について説明させていただきたいと思います。

(資料7 要旨朗読)

住民課長     去年の8月5日第一稼働が開始するにあたり、管理運用規程を決めさせていただいたんですけども、今回第二次稼働、広域交付また……実際に業務が加わってくるんですけど、それに伴いまして、オペレーティングシステムと言いますのは一般的にウィンドウズの事になるんですけど、立ち上げる際の、要はIT番号とかパスワード、その方のセキュリティに対しても十分に注意する事という事での規程を追加するという事でございます。以上でございますのでよろしくお願いします。

委員長       報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受け致します。

(質疑なし)

委員長       次に、(6) 郵便局における証明書等の交付取扱い件数の状況について報告を求めます。

住民課長     郵便局における取扱いの件数について現在の状況を申し上げます。6月分でございますが、竜田郵便局で取り扱いました件数が26件でございます。法隆寺郵便局が28件、斑鳩興留郵便局が30件、合計6月で84件取り扱いました。これは取り扱った件数で、実際発行致しました発行枚数、お一人で例えば印鑑証明2通とか、お一人で印鑑証明10通とか、発行枚数で言いますと、竜田郵便局が32件、法隆寺郵便局が33件、斑鳩興留郵便局で37件、合計102件の発行枚数をしております。次に7月でございますが、竜田郵便局が28件、法隆寺郵便局が2

3件、斑鳩興留郵便局が34件、合計85件でございます。また発行いたしました枚数でございますが、竜田郵便局は35件、法隆寺郵便局は26件、斑鳩興留郵便局は42件、合計103件でございます。一応平均いたしまして6月も7月も一日4件くらいの平均の取り扱いとなります。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受け致します。

里川委員 郵便局で発行できるというのは、利用者の方にとって非常に便利な事もあるという事でこれまでもいろんな説明を受けて来たんですけど、実際始まってからトラブルというんですか、役場で直接発行しないために、とか機械の操作の関係とかで実際にトラブルがなかったのかどうか心配してるんですけど、それについてはどうですか。

住民課長 お客様、郵便局の窓口に来られた方は必ず本人確認をさせていただいています。免許証、パスポート、保険証もいけますので本人確認をさせていただいて、私どもの方に専用FAX通して送っていただくんですけど、別に今の所トラブルもございませんし、窓口での本人確認の際のトラブルも聞いておりません。

里川委員 機械の操作の方も特段何もなかったですか、順調にいらってますか。

住民課長 機械の方も、タッチ式の簡単な操作でございますので、また送る際のモニター画面も出ますので確実に専用FAXで送信ができますので、今の所、取り扱ってる件数も一日4件という事でございますので、落ち着いて送信するよという事で取り扱っていますので、トラブルはございません。

里川委員 一日平均4件程度という事ですけどね、これから高齢化社会に向けてそういう利用について多くなってくる可能性もあるかもわかりません



けど、何かしてちょっとしたトラブルで利用ができないとか、機械なんか微妙な物ですので今後もメンテナンスとかきちっとやっていていただきたいという事をお願いしておきます。

委員長 他に理事者側から報告することはございませんか。

町長 先だって老人クラブと8月18日に会合がございまして、その中で今バスカード無料券、70歳以上の方に配布していますが、バス乗らない方もある中で、できればいきいきの里の無料券を20枚でもいただけたら、という事でどっちかという事で提案されたという事です。担当課として、今、老人クラブから上がってまいりました事について、今後検討しながら16年度について、バスカードかもしくはいきいきの里の無料券かという事で今整理をさせていますので、今後その状況等についてご報告申し上げたいと思います。

委員長 以上、各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

里川委員 ごみステーション化の問題なんですけど、本年からスタートして当初いろんな問題あったんですが、現在の状況というのか、まだきちっと整理できてない所が前回の委員会でも若干あったように思うんですけども、現在のステーション化の状況について担当からきちっと今の状況を聞いておきたいと思います。

環境対策課長 前委員会では132自治会中、125が完了して残り7自治会がまだであるという説明がございましたが、8月19日現在では1つが完了しまして、残り6自治会という事になっております。あと6自治会につきましては、詰めていっておるところでございますので、できるだけステーション化にさせていただけるようお願いしておると同時に、地元の方

におかれましても協議していただいておりますという事でございます。

委員長        その他についてもこれをもって終わります。以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長        ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

（ 町長挨拶 ）

委員長        これをもって閉会いたします。（午前9時47分 閉会）